

【特集】D. グレーバーと自由への展望：
〈労働〉と〈抵抗〉をめぐって（2）：1970
年代イギリス労働者階級の女性解放運動と
ベーシックインカム：ケアリング階級の予
示的政治

YAMAMORI, Toru / 山森, 亮

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

760

(開始ページ / Start Page)

20

(終了ページ / End Page)

42

(発行年 / Year)

2022-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025457>

お詫びと訂正

本誌 760 号（2022 年 2 月）掲載の論文について、執筆者から訂正の連絡と正誤表が届きましたので掲載します。読者の皆様には謹んでお詫びします。

2022 年 2 月 9 日 『大原社会問題研究所雑誌』編集委員会

760 号（2022 年 2 月）

【特集】D. グレーバーと自由への展望——〈労働〉と〈抵抗〉をめぐって（2）

山森 亮「1970 年代イギリス労働者階級の女性解放運動とベーシックインカム
——ケアリング階級の予示的政治」

正誤表

	誤	正
p.24 注（7）2 行目	「第二派フェミニズムの拠点」と 大会そのものの	「第二派フェミニズムの起点」と 位置付けている。大会そのものの
p.28 下から 5 行目	資料調査	資力調査
p.29 13 行目	「保証適切所得（Guaranteed Adequate Income）」と 「保証最低所得（Guaranteed Minimum Income）」	「保証適切所得（Guaranteed Adequate Income）」または 「保証最低所得（Guaranteed Minimum Income）」
p.33 19 行目	6 年近く経っていた。	5 年近く経っていた。

1970年代イギリス労働者階級の女性 解放運動とベーシックインカム

——ケアリング階級の予示的政治

山森 亮

はじめに

- 1 写真と証言
 - 2 1970年代イギリス女性解放運動の7つの要求項目
 - 3 福祉権運動と女性解放運動の交差するところで
 - 4 性差別からの解放のためのベーシックインカム
 - 5 見つかった証拠とさらなる証言
 - 6 ケアリング階級の予示的政治
- おわりに

はじめに

ベーシックインカムは1970年代のイギリス女性解放運動の要求の1つだった。ところがこのことは殆ど忘れ去られてしまっている。本稿では、第1に、この忘れ去られた事実と、その背景にあった社会運動について、明らかにする。第2に、その社会運動が、のちにデヴィッド・グレーバーが着目したり概念化したいくつかの事柄とどのように関連しているかについて、考察する。

本稿の記述のうち歴史的事実に関わる部分の多くは、2002年より断続的に取り組んできたオーラルヒストリーおよびアーカイブ調査に基づいている⁽¹⁾。

(1) 2002年3月から2014年4月までに行われたオーラルヒストリー調査の詳細については、Yamamori (2014, p.21) 参照。その後は、2014年10月に、North London Claimants Unionに関わられていたSusan Carlyleさん、Oxford Claimants Unionに関わられていたMary Issittさん、Birmingham Claimants UnionおよびEast London Claimants Unionに関わられていたJulia Mainwaringさん（いずれも女性解放運動にも関わる）にお話を伺った。2015年6月には、ブリストルで女性解放運動に関わり、当地のclaimants unionやwages for houseworkの消息を知るEllen Malosさん（ブリストル大研究員）にお話を伺った。翌7月には、Birmingham Claimants Unionに関わられていたRoger Clipshamさん、Pete Armstrongさん、女性解放運動の中心的な活動家の1人Catherine Hallさん（ロンドン大学教員）にお話を伺った。2017年9月にはBirmingham Claimants Unionに関わられていたSue Carrさんにお話を伺った。2019年9月には、East London Claimants Unionに関わられたJane Downeyさん、Valerie Remiさんにお話を伺った。また一連のオーラルヒストリー調査およびアーカイブ調査の成果の一部は、本稿以前に公表されており（山森2010；Yamamori 2014, 2021aなど）、本稿の内容と重複する部分があることをお断りしておく。また紙幅の都合で、Yamamori (2014)で既に出典を示している事柄の多くは、本稿では出典を省略した。詳しくはYamamori (2014)を参照してほしい。また引用内の〔 〕は筆者による訳注ないし補足である。

以下第1節では導入として、本稿が取り上げる女性たちの活動や要求が忘れ去られてしまったことを象徴するとも思える2枚の写真について紹介し、ついで女性解放運動の書かれた歴史とは矛盾する、「ベーシックインカムが全英女性解放運動の要求だった」という証言を紹介する。第2節では、全英女性解放運動のよく知られた7つの要求項目について紹介する。第3節では、福祉権運動と女性解放運動の交差するところで活動していた女性たちと彼女たちが置かれた状況に焦点を当てる。つづく第4節では、性差別からの解放としてベーシックインカムが構想されていった過程をたどる。第5節では、第1節で紹介した証言を裏付けるアーカイブ資料とさらなる証言を紹介する。最後に、本稿で紹介した女性たちの運動が、様々な意味で時代を先取りする運動であったことを、本誌前号および本号の特集テーマである「D. グレーバーと自由への展望——〈労働〉と〈抵抗〉をめぐって」とも関わらせながら、明らかにしていきたい。

1 写真と証言

(1) 2枚の写真

図1は、1973年3月の国際女性デーにおけるロンドンでの集会とデモへの参加を呼びかけるポスターである。国際女性デーは3月8日だが、直近の週末である10日土曜日の開催となっている。ハイドパークのスピーカーズ・コーナーからトラファルガー・スクエアへ、というデモコースは、今日のロンドンでも典型的なコースだ。

労働者階級らしき女性が2人、1人は左手でバギーを持ちながら、右手はこぶしを握りしめている。もう1人はプラカードとピラを抱えている。そして2人とも何かを叫んでいるように見える。プラカードには、「家族給付を廃止するな」「避妊と中絶の自由化・無料化を」「コミュニティによって運営される無料の保育を」「賃金の平等を」といった、当時の女性解放運動のスローガンが書かれている。プラカードの右下の部分には小さく、団体名の「女性解放ワークショップ」とそのロンドンの電話番号が書かれている。「ロンドン女性解放ワークショップ（London Women's Liberation Workshop）」は、ロンドンで活動を始めていたいくつかの小さなグループが集まって1969年に結成されたネットワーク組織で、ロンドンでの大きな集会などを主催していた⁽²⁾。イギリスの女性解放運動において、もっともよく知られた団体の1つだった。

これらから、ポスターに使われている写真に写っている女性たちは、1973年3月に先立つある



図1 1973年国際女性デー・ポスター

(2) 4つのグループによって結成され、最盛期には300近いグループのネットワークとなっていた。同団体について詳しくは、Setch (2002) 参照。

時に、ロンドン女性解放運動ワークショップが主催する抗議行動に参加したか、あるいは同ワークショップのメンバーで、別の団体が主催する抗議行動に参加したか、のどちらかのように思われるだろう。筆者もそう考えた。以下に紹介する写真（図2）に出会うまでは。

図2は、当時のフェミニズム雑誌『スペア・リブ (Spare Rib)』⁽³⁾ 第4号（1972年10月）に記事とともに掲載されたアンジェラ・フィリップス (Angela Phillips) さんによる写真である⁽⁴⁾。図1の写真は、明らかに図2の写真を改変したものである。元の写真には、2人の女性のあいだに、彼女たちとともに抗議活動に参加し



図2 1972年要求者組合による「同棲ルール」への抗議行動を伝える『スペア・リブ』誌掲載の写真 (Angela Phillips さん撮影)

ている、男性のようにみえる人物がいる。プラカードにあったスローガンは「同棲ルールを廃止せよ」である。同棲ルールとは、同じ家に住む婚姻していない男女カップルも、婚姻関係がある場合と同じように、すなわち生計を一にしているものとして、扱うという、社会保障給付における行政ルールのことである。プラカードの左下には小さく、こぶしの絵とともに「要求者組合 (Claimants Union) とともに闘おう」と書いてある。要求者組合とは、イギリスで1968年に始まった福祉受給者の当事者団体である。1972年8月に要求者組合が、保健社会保障省 (Department of Health and Social Security: 以下 DHSS) の本庁舎前で、同棲ルールに抗議する集会を行っている。記事はそれを取材したもので、写真はそのときの抗議の様子を写したものである。図1のポスターの写真は、元の抗議活動の主体も要求も消し去っている。

この改変を行ったポスター作成者に、要求者組合の女性や男性たちの、主体や要求を消し去ろうとした意図があったとは思われない。おそらく単に、「力強く抗議している労働者階級の女性」のイメージが欲しくて、たまたま『スペア・リブ』に掲載されていたフィリップスさんの写真を使っただけだろう⁽⁵⁾。当時運動の中心にいた中産階級の学生・学卒者だけでなく、ひろく労働者階級の女性たちに参加してほしいという思いをもっていたのではないだろうか。しかしこうして消された要求者組合という主体とその要求は、以下本稿で触れる女性たちの存在と要求が、女性解放運動の歴史においても、その後のフェミニズムの進展のなかでも、忘れ去られていったことを皮肉にも先取りしているようにも思われる。以下本稿では、この写真からの消去が象徴している、歴史からの消去について詳述する。

(3) 同誌は1972年に創刊され1994年まで続いた、当時もっとも広く流通した、その時期のイギリスの代表的なフェミニズム雑誌である。詳しくは Hollows (2013) 参照。

(4) フィリップスさんは、筆者の問い合わせに快く答えてくれ、また写真の使用を許可してくださった。大変感謝する。

(5) 筆者には違いが分からないが、写真撮影者のフィリップスさんや、当時の要求者組合のメンバーの何人かによると、この写真の女性2人は、一見して、中産階級の女性ではなく、労働者階級の女性にみえるとのことである。

（2）2人の証言

2009年9月、要求者組合運動についてのオーラルヒストリー調査のため、ロンドンの喫茶店で待ち合わせをしていた。運動の創立メンバーの1人、ジュリア・メインウォリングさん（図3）が仕事帰りに現れたのは、もう閉店間際だった。自己紹介や世間話をしていくうちに、閉店時間となってしまう、近所のパブに場所を移し、彼女の2杯目のビールもほぼ空になったころだった。彼女の口から、「ベーシックインカムはイギリスの女性解放運動の要求項目の1つだった」という、にわかに信じがたい証言が飛び出した。なんでも全英女性解放大会の場で動議を出し、圧倒的多数で可決されたのだという⁽⁶⁾。

ベーシックインカムとは、社会のすべての成員に、必要を充足するに足るだろう所得を、個人単位で、普遍のかつ無条件に行うものである。次節で詳しく見るように、イギリスの女性解放運動は1970年代、計7つの要求を掲げていたが、私の記憶ではそのなかにベーシックインカムはなかった。「にわかに信じがたい」と思ったのはそのためだ。それから数年かけて、イギリスの1970年代の女性運動に関する資料を読み込んだが、当時の女性解放運動がベーシックインカムを要求していたことも、そのような動議が大会で可決されたことを示す証拠も見つけることができなかった。メインウォリングさんには申し訳ないが、何か記憶違いをされているのではないかとの思いがよぎりはじめていた。

2012年8月、再び渡英する機会を得て、要求者組合で活動されていた別の女性、ジェーン・ダウニーさんのお宅を訪れた。紅茶を頂きながら、お話を伺う。女性解放運動との関わりをお伺いすると、何回か全英女性解放大会に参加されたこと、そのうちの1回は総会で発言する予定となっており大変緊張していたが、最終的に話さずに済んだというエピソードを話してくれた。何について発言する予定だったかとお聞きすると、ベーシックインカムを女性解放運動全体の要求とする動議だったという。メインウォリングさんが発議し、ダウニーさんが賛成意見を述べる手筈だった。数千人もの大聴衆を前にして、大変緊張していたが、発議のあと、反対意見などの発言が入り、その後、どういうわけかダウニーさんが賛成意見を述べる前に採決となり、その後圧倒的多数で可決された。ダウニーさんは発言せずに済み、ほっとしたとのことだった。

2人の人が同じ記憶違いをするということはあるのだろうか。もし、これがメインウォリングさんやダウニーさんの記憶違いでないとしたら、それではどうして、1970年代イギリスの女性解放



図3 ジュリア・メインウォリングさん

額に飾られている写真は、メインウォリングさんが既婚女性としてはじめてロンドンの公営住宅への入居を勝ち取った勝訴判決の日、ロンドンの夕刊紙 *Evening Standard* の写真家が撮影したもの。当時、結婚している場合には男性にしか公営住宅の申請権は認められていなかった（2014年筆者撮影）。

(6) 同時期にイギリスで「家事労働に賃金を」運動の調査をしていた堅田香緒里さんも、このインタビューに同席している。

運動について出版された数多の回想録や研究書、研究論文にそのことが触れられていないのだろうか。

2 1970 年代イギリス女性解放運動の 7 つの要求項目

イギリスの 1970 年代の女性解放運動は、1970 年から 1978 年にかけて 10 回開かれた全英女性解放大会（National Women's Liberation Conference）と、そこで採択された要求項目を中心に語られることが多い。10 回にわたる大会とそこで採択されたことが広く知られている 7 つの要求について、簡単に振り返っておこう。

1970 年 2 月 27 日から 3 月 1 日にかけて、オックスフォード・ラスキンカレッジで開催された集まりは、当初「女性史」についてのワークショップとして、シーラ・ロウボタム（Sheila Rowbotham）らによって呼びかけられた。400 人を超える女性が集まり、「女性史」についてのワークショップではなく、女性解放についての広範な議論の場となり、この後 8 年にわたって続く全英女性解放大会の第 1 回となった⁽⁷⁾。この大会で「全英女性調整委員会（Women's National Coordinating Committee）」が設置された。同委員会は 1971 年 3 月 6 日に行われた「国際女性デー」のデモで、以下の 4 つの要求を掲げた。

1. 平等な賃金（Equal pay）
2. 平等な教育と就業機会（Equal education and job opportunity）
3. 必要に応じた無料の避妊と中絶（Free contraception and abortion on demand）
4. 無料の 24 時間保育（Free 24-hour nurseries）

これらの要求は、同年 10 月に、スケッグネスで開かれた第 2 回大会で、正式に承認される。翌 72 年 3 月（マンチェスター）、同年 11 月（ロンドン）、1973 年 3 月（ブリストル）を経て、1974 年 7 月にエディンバラで開催された第 6 回大会で、以下の 2 つの要求項目が提案され可決された。

5. すべての女性の法的および経済的自立（Legal and financial independence for all women）
6. セクシュアリティを自己定義する権利：レズビアンへの差別を終わらせる（The right to a self-defined sexuality. An end to discrimination against lesbians）

1975 年 3 月（マンチェスター）、1976 年 4 月（ニューカッスル）、1977 年 4 月（ロンドン）を経て、1978 年 4 月にバーミンガムで開催された第 10 回大会で、以下の第 7 要求が提案、可決された。

(7) この第 1 回大会から 40 周年の 2010 年に、この大会を「フェミニズムの誕生」とするメディアがあることを、Calvini-Lefebvre, et al. (2010) は描写している。また富永（2006）は、同大会を「第二派フェミニズムの拠点」と大会そのものの回想として、Condon (1990), Kennedy (2001) など。日本からは当時渡英中だった、今井けい参加している（今井 2004）。

7. 脅迫や暴力の使用、既婚未婚をとわず性的強要によって怖気づかせることからすべての女性が自由になること（Freedom for all women from intimidation by the threat or use of violence or sexual coercion regardless of marital status; and an end to the laws, assumptions and institutions which perpetuate male dominance and aggression to women）

これらの7つの要求項目は、「運動の諸活動の焦点を提供しただけではなく女性解放運動のアイデンティティの重要な部分を形作った一連の指針を確立し、イギリスにおける女性解放運動の発展に不可欠な」役割を果たしたとされる（Browne 2012, p.115）。

これらのなかに、前節で紹介した証言にあるような、ベーシックインカムが女性解放運動の要求だったことを読み取れるものはない。

3 福祉権運動と女性解放運動の交差するところで

（1）要求者組合運動の概要

要求者組合（Claimants Union）は、1968 年秋にバーミンガムで創立された。最初の会合には6人が参加し、うち4人は女性、そのうち2人はシングルマザーだった。前述のメインウォリングさんは、この6人の創立メンバーの1人だった。メインウォリングさんは「村の大人はみんな失業者だった」というウェールズの小さな炭鉱村で生まれ育ち、この時は高等教育を受けるため、バーミンガムに来ていた。1960 年代後半は、労働者階級出身の人たちが高等教育を受ける機会を享受しはじめた時代だった。

「要求者（claimants）」とは、税財源の社会保障給付の受給者を指す行政用語だった。しかし集合的アイデンティティや政治的主体を表す言葉として使用されることは、この組合ができるまではなかった。「組合」を名乗ったのは、当時盛んだった労働組合運動に触発されて、労働組合が労働者のみによって組織される当事者の組合であるのと同じように、要求者のみによって組織される当事者の組合を作りたいからだった。組合員になれるのはその地域で福祉を受給ないし申請しようとしている人、あるいは過去に受給していた人たちだけであつた。ただし福祉要求者の組合であるという性質上、労働組合のように組合費を払うことで組合員になるという手続きをすべての場合に踏むことは難しく、誰が組合員であるかの境界は曖昧であつたようだ。

1969 年 10 月 3 日付の英紙『ガーディアン』マンチェスター版は、バーミンガム要求者組合には150 人の組合員がいて、うち約半数が、誰にも扶養されていない女性だと紹介し、組合創設以来の1 年弱で、福祉受給の決定をめぐって約 50 件の異議申し立てをし、1,000 ポンド近くを勝ち取ったと報じている。

当時の組合の資料やメンバーの証言などから、このころまでに、組合の活動の在り方の輪郭が形作られたようだ。それらは以下のように纏めることができるだろう（以下、便宜的にバーミンガム・モデルと呼ぶことにする）。

- ・要求者であれば誰にでも開かれた毎週の会合

- ・仲間を道徳的に断罪せず信頼し合う
- ・福祉行政官との交渉は（少なくとも1人ではなく）集団的に行う
- ・福祉や法律などの専門家をもたず、自分たちで問題解決のための最良の方法を話し合う
- ・組合の執行部やリーダーをもたず、全員に開かれた議論のなかで物事を決めていく

2番目の点は、女性解放運動におけるコンシャスネス・レイジングや、当事者運動における自助グループやピアグループの在り方に近いだろう。3番目と4番目の点は、当時、福祉受給者や申請者が相談することができた組織である、「市民相談室（Citizens Advice Bureau, 現 Citizens Advice）」や「子どもの貧困アクショングループ（Child Poverty Action Group）」などの、中産階級出身の専門家による個人化されたアプローチとの大きな違いであった。5番目の点は、労働組合運動に触発されながらも、既存の運動とは異なる指向性をもっていたことを示している。この点については第6節で立ち返る。

バーミンガム要求者組合が福祉受給をめぐる異議申し立てで何度も給付を勝ち取ったことは、先述の『ガーディアン』のように、メディアで報道された。そのこともあって自然発生的に各地に「要求者組合」を名乗る団体ができ、そのうち上述のバーミンガム・モデルを共有する組合が集まって、全英要求者組合連合（National Federation of Claimants Unions, 以下 NFCU）が結成された。バーミンガムで開かれた1970年3月の第1回大会に結集したのは、バーミンガムのほか、ブライトン、東ロンドン、マンチェスター、北ロンドン、北スタッフォードシャー、西ロンドンだった。2年後には NFCU に結集する組合の数は約90となり、個々の組合は無くなったり新しくできたりしたが、総数は1970年代を通じて約90で推移した。個々の組合の組合員数は、5人から10人程度の小規模なものから、400人近い大所帯の組合もあった。1980年に NFCU 傘下の組合のうちスコットランド内の組合からなる「スコットランド要求者組合連合（Scottish Federation of Claimants Unions）」と、イングランド内が多数を占めるそれ以外の組合による「要求者組合連合（Federation of Claimants Unions, FCU）」とに分かれた。筆者が確認できた FCU の発行物のもっとも遅い時期のものは1987年である⁽⁸⁾。

(8) FCU が実際にいつ消滅したのかは、いまだ明らかにできていない。また1987年以降も活動をつづけた FCU 傘下だった組合があることは分かっている。スコットランド要求者組合連合（Scottish Federation of Claimants Unions: SFCU）の活動の詳細や、いつ消滅したのかも明らかにできていない。NFCU ないし FCU / SFCU に加盟せずに活動をつづけた要求者組合もある。そのなかには少なくとも2000年代まで活動していた団体もある。また NFCU, SFCU に参加していた組合と継承関係がありそうな、現在は組合とは名乗らずに活動をつづけているグループもある。そうしたグループの1つに2000年代に二度聞き取りに伺ったが、当時のメンバーの記憶や、活動の拠点にあった資料から遡れるのは1990年代前半までであって、NFCU や SCU との関わりを見つけることはできなかった。1990年代前半には、Claimants Unions Federation という（スコットランドを含む）全国組織が存在したことが分かっているが、NFCU / FCU 時のベーシックインカムなどを含む要求者憲章は引き継がれていない。また、1970年代には NFCU を詐称してメディアに登場した実態のよく分からない人物もいて、NFCU のメンバーを悩ませていた。本研究では、NFCU に結集した要求者組合の運動を便宜的に短く「要求者組合運動」と呼ぶが、それ以外の要求者組合の運動を否定する意図はまったくない。

（2）「要求者の闘いは、女性の権利のための闘い」

バーミンガム要求者組合は、1970 年 2 月の第 1 回全英女性解放大会に際して代表を派遣している。そのときに作成された「女性解放声明」で、「要求者の闘いは、女性の権利のための闘いである」と宣言している。

これはいったいどういうことだろうか。福祉の受給者には、男性も女性もいるのに、どうして「女性の権利のための闘い」なのだろうか。要求者組合は、組合員どうし状況を共有し合い、申請を助け合うなかで、福祉事務所⁽⁹⁾側の対応が、要求者が男性であるか女性であるかによって大きく違うことを学んだ。男性であれば、恋人の有無だとか、誰が家に訪ねてくるかなどかは、福祉受給にあたってさして問題にならない。ところが女性の場合は、恋人がいたり、異性の友人が家を訪ねてくることがあったりすると、受給できなかったり、それまで受けていた給付をとめられたりしてしまう。筆者のインタビューに応じてくれた女性の 1 人は、台所の配管の詰まりを近所に住む男性が修理しに来てくれた後に、給付を打ち切られた経験を話してくれた。そのような運用は福祉事務所の担当者が別の人にかわっても続いていく。問題の本質は、担当者の人格とか差別性というよりも、資力調査に基づく福祉制度そのものが性差別的であることに、要求者組合のメンバーは気づいていく。

「資力調査に基づく福祉制度が性差別的である」という点、すこし敷衍しよう。資力調査とは、福祉申請者・受給者の収入や資産の多寡を調査するものである。たとえ申請者・受給者本人の収入や資産が少なくとも、それらがそれなりにある人と生計を一にしている場合に、給付が認められてしまえば、公平性を欠く。そのため、資力調査を伴う制度は、生計を一にしている範囲を福祉事務所側が把握する必要がある。イギリスを含め、多くの国で、結婚していれば、原則、生計を一にしていると見做される。結婚していないが、一緒に暮らしている異性愛カップルについても、結婚している男女と同じように生計を一にしているものとして扱いましょうというのが、第 1 節で触れた「同棲ルール」である。すなわち、

1. 一緒に暮らしていれば、現実に生計を一にしているかどうかに関わりなく、そのように見做す。
2. 一緒に暮らしているかどうかは、要求者の言明を信じることはできない。
3. そのため、福祉事務所側が、要求者と一緒に暮らしている人がいないかを調査をする。

論理的には、このようなルールとそれに基づく調査は、男性にも女性にも同じく適用されるはずだが、当時の社会通念としても社会保障の運用の実際においても、男性には所得があり、女性には所得がないことが想定され、同棲者の有無をめぐる調査は、ほぼ女性の要求者を対象に行われた。その調査方法は、ケースワーカーが夜間に訪問したり、あるいは地域の郵便労働者に女性受給者宅に男性あての郵便がある場合には報告させたり、あるいは近隣住民からの通報を奨励したりなどの

(9) 地方自治体の福祉事務所が生活保護の申請を受け付ける日本と異なり、イギリスの場合は国の出先機関が受け付けるので、日本の福祉事務所と一対一で対応しないが、便宜上本稿ではそう呼ぶことにする。

方法がとられた。要求者組合の女性たちはこうした手法やそれに携わる人びとを「セックス密偵 (Sex snoopers)」と呼んで可視化・問題化しようとした。

そして仮に同棲している男性がいたとしても、その男性にも所得がなく、その限りで本来であれば、2人とも受給できるというような場合でも、単に申請や受給を打ち切られるケースが相次いだ。また、「同棲」は拡大解釈され、前述のように単に近所の男性が訪ねてただけで給付を打ち切られたりするケースもあった。

これら要求者たちが福祉受給において日々直面していた問題は、社会保障に制度化されていた性差別であり、自分たちの闘いは女性解放の闘いであると、彼女たちは捉えたのである。1972年8月には、「同棲ルール」の廃止を求めるキャンペーンを行い、創刊間もないフェミニスト雑誌『スベア・リブ』で紹介され、保健社会保障省前で抗議行動をしている要求者組合の女性たちの写真は（同棲ルールの廃止という主張そのものは消されたものの）翌年の「国際女性デー」集会のポスターに使われるなど、女性解放運動のなかで、彼女たちの存在は認知されていく。また、要求者組合運動の内部でも、女性だけの集まりをもつなど、女性解放について学んだり行動を起こしていく。いくつかの地域では要求者組合の事務所や主要メンバーの家が、女性のシェルターの役割を果たしたりもした。前述のポスターで呼びかけられた1973年の「国際女性デー」に、要求者の女性たちは全国から結集して参加すると同時に、家族給付廃止案への抗議のために公的機関を占拠したり、全国要求者女性会議を開催したりした。

こうしたなかで、彼女たちはどのように要求や運動を発展させていったのだろうか。次節ではその点を詳しくみていく。

4 性差別からの解放のためのベーシックインカム

(1) 同棲ルール廃止の論理的帰結としてのベーシックインカム

前節でみたように、要求者組合の女性たちの多くは「同棲ルール」に苦しめられていた。その性差別的な実態は、彼女たちの努力によって女性解放運動のあいだで共有されつつあった。例えば、女性解放運動の著名な活動家の1人、メアリー・マッキントッシュ (Mary McIntosh) は、同棲ルールに反対するキャンペーンは1970年代にはかなり大きなものだったと回想している (McIntosh 2011)。マッキントッシュによれば、彼女や彼女の仲間たちは、資料調査を伴う福祉給付は性差別的であると認識し、その認識が、彼女たちをして、女性解放運動の最初の4要求に加えて1974年に採択された5番目の要求「女性の法的・経済的自立」(いわゆる第5要求) 提唱へとつながったという。彼女たちのなかには、福祉制度の個人化を求める声はあったが、福祉給付における資料調査の廃止や、その先の具体的な対案までは行き着かなかった。

要求者組合運動では、マッキントッシュらの第5要求に結実する動きより数年早く、資料調査を伴う福祉給付にかわる具体的な対案を提唱していた。単に「同棲ルール」を廃止するだけでは、公平な制度とならない。ある女性がいたとして、本人の所得は保護基準を下回る額で、その所得をどのように使うかについて、同居している男性の同意が必要な場合が多かったとしよう。そして男性の側の所得は保護基準以上あるものの、男性が自由に使うことが多く、女性や自分や子ど

ものの必要を満たすことができていない、としよう。当時世間や社会保障当局が「生計を一にしている」と見做した世帯には、そうした世帯が数多くあったろう。さて、この女性が同居している男性と結婚していれば、福祉受給はできず、結婚していなければ福祉受給できるというのは、公平ではないだろう。つまり「同棲ルール」を廃止すればすべて解決というわけにはいかない。1つの解決策は、福祉を個人化し、生計を一にしている範囲を問わないことである。そうすれば、婚姻関係の有無によって不公平が生じることはない。しかしこの場合でも問題は残る。生計を一にしている異性愛カップルで男性が億万長者で女性が一文無しであれば、福祉を受給できるのに、同じく生計を一にしている異性愛カップルで、男女ともそれぞれ保護基準を僅かに上回る所得を得ている場合には、福祉を受給できない。当時も今も、社会通念上このような事態を公平だとは見做さないだろう。したがって、「同棲ルール」とそれに付随する「セックス密偵」などを廃止したうえで、なお公平な給付というものが可能だとすれば、それは、個人単位で、資力調査なく、すべての人に給付する形以外にはない。これは私たちが今日ベーシックインカムと呼んでいるものである。彼女たちはこれを「保証適切所得 (Guaranteed Adequate Income)」と「保証最低所得 (Guaranteed Minimum Income)」と呼んでいた。

（2） 要求者組合におけるベーシックインカム概念の明確化

1968 年の設立時から、パーミンガム要求者組合は「適切な所得への権利」を掲げていた。ただし、それは具体的にどのような制度によって保障されるのかについては、様々な意見があり、組合としての共通理解はなかったという。1970 年 3 月の NFCU 結成時に、のちに要求者憲章と呼ばれるようになる以下の 4 項目が採択される。

1. すべての人に、資力調査なしでの適切な所得への権利
2. すべての必需品が無料で提供され、人びとによって直接的に管理される、福祉国家
3. [福祉受給にあたって行政側の] 秘密主義の廃止と完全な情報への権利
4. いわゆる「救済に値する者」と「値しない者」の区別の廃止

何人かの組合員の証言によると、一部の組合員は「資力調査なし」の論理的帰結は「個人単位で普遍的かつ無条件の、必要に足るだろう所得の給付」と考えており、上記の第 1 項目をそのように理解していた。しかし結成大会の場で、そのことが広く議論されたわけではなかったという。第 1 項目が具体的にどのような制度を意味するのか議論に付されて、少なくとも要求者組合のメンバーのそれなりの部分に共有されたのは、同年夏に開かれた NFCU 第 2 回大会だったという。このときの議論について、組合員メンバーの 1 人は以下のように回想している。

保証最低所得の要求は、私たちの個人的な経験から来ている。私たちすべての。(中略) 私たちはみんな、社会保障で嫌な経験をしていた。つまり資力調査とか家族関係 [を詮索されたり] とか。社会保障制度や資力調査の、そういつてよければ性差別。だから私たちはただ、なにか、私たちが思いつけたのは、ベヴァリッジ [以来] の児童手当・家族給付のようなものがあればと思った。普遍的な給

付、資力調査なしで、すべての人に保証される。あなたがイギリス市民だから、それを受給することができる。だから私が思うに、児童手当に基づいて、それ〔無条件の保証最低所得〕を要求した。

ただし要求者組合の「保証最低所得」ないし「保証適切所得」が、今日私たちがベーシックインカムと呼んでいるものであることが、アーカイブ資料で確認できるのは、現在までの調査では早くて1972年初頭である。1972年4月、NFCUは「保証適切所得」を要求するキャンペーンを行うことを決めたが、それに先立つ時期に要求者運動内で回覧された文書には、以下のように定義されている。

それ〔保証最低所得〕とは、すべての成人に、雇用されているいないにかかわらず、給付される。それが保証されているというのは、権利として給付され、いついかなる時でも削減されたり給付を止められたりすることはないからである。それは、それを下回る額の所得で生きていかなければならないという人がいないという意味で最低限を形作る。それは恒久的に、私たち誰もが単に生存するのではなく良く生きることができるために十分な高い水準に恒久的に保たれる。(Author(s) anonymous c.1972)

「保証適切所得」キャンペーンを通じて、要求者組合としては、運動に結集していない要求者のもとより、女性解放運動や労働運動など、ひろくつながって運動を前進させることを試みたが、残念ながらあまり成功しなかったようだ。それを踏まえ同年夏には、「保証適切所得」への展望をもちつつも、そこへ向けたより具体的なキャンペーン、すなわち現にある制度の拒絶に的を絞った「同棲ルール」廃止キャンペーンへと移っていく。こちらは先述のように、『スペア・リブ』で取り上げられるなど、一定の成功を収める。

1975年には性差別禁止法が国会で議論され、11月には成立するが、その過程で社会保障における性差別の是正がまったく法案に含まれないことが明らかとなる。この状況下で再び要求者組合の女性たちは、社会保障における制度化された性差別をなくすには「保証適切所得」(＝ベーシックインカム)の導入が必要だと主張する。『スペア・リブ』の同年9月号には、NFCU作成のパンフレット『女性と社会保障』が次のように紹介されている。

要求者組合の女性たちによるハンドブック。(中略)
要求者組合運動は、資力調査や年齢制限なしでの、すべての個人への保証適切所得の権利を要求する。(中略) 社会保障制度において女性は個人として取り扱わ

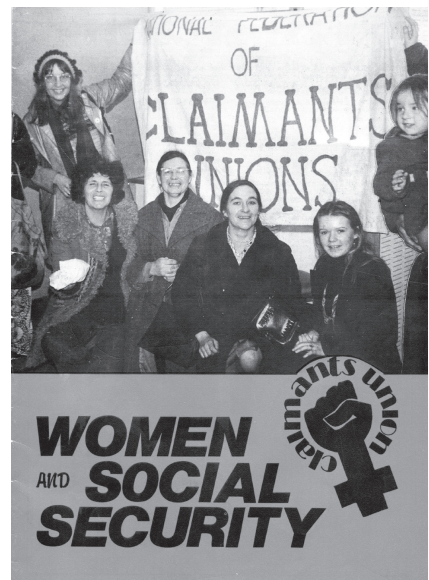


図4 1977～8年ごろに出されたと思われる『女性と社会保障』

写真左端はジェーン・ダウニーさん

れず、男性の単なる「被扶養者」としてしか取り扱われない。政府の性差別禁止法案は、社会保障という大きな領域に踏み込もうとしない。

この『女性と社会保障』は何度も改訂され、筆者が確認した限りで1987年版までであるが、1970年代のものは、刊行年が記載されておらず、1975年の初版であることが明らかな版は見つけれられていない（前頁図4）。

（3） 性別役割分業からの解放のためのベーシックインカム

要求者組合の女性たちのベーシックインカム要求は、一義的には社会保障における性差別からの解放を希求するなかで、形作られてきたことをこれまで跡付けてきた。同時に彼女たちは、性別役割分業を問題化し、そこからの解放の展望をも、ベーシックインカム要求に込めていた。刊行年不明の前述のパンフレット『女性と社会保障』のなかで、性別役割分業から逸脱する女性たちが罰せられてきたことを批判し、性別役割分業の廃絶の必要性が説かれる。ベーシックインカムと同時に性別役割分業が廃絶されなければならないとされる一方で、ベーシックインカムには性別役割分業を揺るがせる効果があるともいう。

保証最低所得は社会における女性の地位を根源的に変えるだろう。個人単位の給付であることで、現在の女性の男性への依存状態を完全に変えるだろう。「男性」役割や「女性」役割を伴う「核家族単位」に女性が強制的に埋め込まれることを防いでくれるだろう。このことによって（中略）性別役割分業を掘り崩すだろう。

ここまで、要求者組合の日々の活動のなかで、女性解放のためにベーシックインカムが必要だという認識が生まれたことを見てきた。第1節で紹介した、メインウォリングさんやダウニーさんの、ベーシックインカムを女性解放運動の要求とすることを求める動議を、全英女性解放大会に提出したという話も、可決されたか否決されたかは別として、ありえない話ではないような気がしてきた。あとはその「客観的な」証拠があるかどうか。

5 見つかった証拠とさらなる証言

（1） 見つかった証拠

足掛け数年にわたったアーカイブ調査で、ついに2人の証言を裏付ける資料にたどり着いた。4点ある。たどり着いた順に紹介しよう。

1点目は、先述のパンフレット『女性と社会保障』のいくつかの版だ。1977年の全英女性解放会議で、動議を出し可決されたとある。ただ動議を出したと証言している当事者側によって書かれた資料なので、より客観的な証拠が欲しい。

2点目は、先述の「第5要求」の提案などに尽力したメアリ・マッキントッシュが保管していた当時の運動資料が寄贈されているロンドン・スクール・オブ・エコノミクス図書館のアーカイブに

あった。1977年の全英女性解放大会で要求者組合の女性たちによって配布された、動議への賛成を呼びかける、タイプライターで印字された小さな紙片である。引用しよう。

私たち要求者組合運動の女性たちは、この女性解放大会で以下の動議への支持を呼びかける：

“社会保障法制に含まれている性差別のすべての形態をただちに廃止すること。(中略)すべての個人は、雇用されているいないにかかわらず、法的な権利として、保証最低所得を受け取るべきである。(中略)”

この動議は法的・経済的自立という要求を社会保障や所得維持の問題へとさらに拡張するものだと感じている。(中略)この動議が、女性解放運動の「資力調査つき給付についての」見解の表現として採択されることを望んでいる。

この資料から、要求者組合の女性たちが1977年の全英女性解放大会で、ベーシックインカムを女性解放運動の要求とするよう動議を出したことが証明されたといっていよう。またこの要求が、第5要求を補完する性質のものとして出されたことも分かる。であるなら、なぜ回想録や研究は、第5要求について記述する際にこの動議について触れていないのだろうか。あるいは動議は提出されたものの、反対多数で否決されてしまったのだろうか。この資料は動議が提出された証拠にはなっても、可決された証拠には、残念ながらならない。

3点目は、「リヴァプール女性行動グループ」という女性団体による、タイプライターによって印字された文書である。1977年の全英女性解放大会で、「保証最低所得」を全英女性解放運動の要求とすることを求める動議が可決されたことが記されている。これで、メインウォリングさんとダウニーさんの証言は正しかったことが確認されたといっていよう。

最後、4点目に見つかった資料は、より多くの人の目に触れたであろう媒体であると同時に、なぜ採択されたにもかかわらずそのことが忘れ去られていったかの理由の一端も推測できるものだ。1977年4月の全英女性解放大会の翌月に出版された『スベア・リップ』5月号は、表紙に「私の人生で最もファンタスティックな日だった」という同大会参加者の声を掲げ、紙面では11ページにわたって同大会の詳細な報告を行っている。その6ページ目に、「保証最低所得」の動議が可決されたことが小さく書かれている。

この記事は動議が可決されたことのレポートとしては不思議な記事である。誰がこの動議を出したのかも、どのような理由で出したのかも、触れられていない。可決されて女性解放運動の要求となった「保証最低所得」がいったいどういうものであるのかも、触れられていない。代わりに記事に書かれているのは、誰が、どのような理由で反対したのか、そして反対派の意思に反して採択に付され可決されてしまったということである。

(経済的・法的自立のための)「第5要求グループ」は総会で、動議の精神を共有するが、保証最低所得については反対すると述べた。彼女たちによれば、今すぐ手に入れることを期待できないという点で戦術的な要求ではないし、また彼女たちが反対する「家事労働に賃金を」キャンペーンを暗黙の裡に支援してしまうことになるとのことだ。彼女たちはこの問題についてもっと議論したかったが、

採決されてしまった。

上記で触れられている2つのグループについて説明が必要だろう。「第5要求グループ」は、先述のマッキントッシュら、第5要求の動議を出した人たちが中心となって、第5要求採択後に、女性の法的・経済的自立を達成するための具体的方策を議論するために作られたグループである。ロンドンで行われる会合には、メインウォリングさんたちも参加していた。にもかかわらず、グループは反対したのである。反対の理由の1つとなっている「家事労働に賃金を」キャンペーンだが、1972年に、マリアローザ・ダラ・コスタ（Mariarosa Dalla Costa, イタリア）、シルヴィア・フェデリチ（Silvia Fedrici, イタリア、のちにアメリカ合衆国）、セルマ・ジェイムズ（Selma James, イギリス）らが立ち上げた国際的なキャンペーンである⁽¹⁰⁾。運動の実際の作風や組織のされ方は、各国ごとに異なったようだ。ここで言及されているのはジェイムズに率いられたイギリスのグループである。1972年3月の第3回大会では、ジェイムズが、第2節で紹介した4つの要求を、自らが提唱する別の要求項目に置き換えることを提案するが、多数の支持を得られなかった。

いずれにしても、いくつかのアーカイブで発見された上記4点の資料から、1977年4月の全英女性解放大会で、要求者組合の女性たちによって、個人単位で無条件の保証最低所得——今日私たちがベーシックインカムと呼んでいるもの——が、全英女性解放運動の要求の1つとして承認されたことが確認できる。

（2）さらなる証言

以上を確認した私は、再度メインウォリングさんに話を伺いに訪れた。最初にお話を伺ってから6年近く経っていた。上記の『スベア・リブ』の記事のコピーを見せると、当時の運動で経験した、労働者階級の自分たちと中産階級の活動家たちのあいだにあった様々な違いや、そのことに関連するエピソードを語りだした。そして、ベーシックインカム動議をめぐる対立について、以下のように回想する。

中産階級の女性たちは、それ〔保証最低所得〕が意味するものをまったく理解しなかった。（中略）〔全英女性解放大会の場に保証最低所得の動議を〕2回提出した。〔1977年より前の大会で〕1回目に演説したとき、パトリシア・ヒューイット（Patricia Hewitt）が〔総会の〕議長だった。彼女は保証最低所得に反対だった。（中略）女性解放運動のなかには、たくさんの資格をもち、重要な仕事についている少数の女性たちがいて、彼女たちはこの動議に賛成しなかった。彼女は弁護士だった。彼女はそれ〔保証最低所得〕を馬鹿げたものだと考えていた。（中略）2回私たちは動議を出して、2回とも可決された。でもパトリシア・ヒューイットは認めないだろうけれど。彼女はこの要求を葬り去ろうとした。（中略）彼女は私に話させたくなかった。私たちが〔動議を出すために〕話すのを阻止しようとした。（中略）〔動議を出して可決されたのにまったく記録に残らなかったので〕翌年〔1977年〕再

(10) 同キャンペーンについては、伊田久美子さんがイタリアの事例を中心に先駆的に日本に紹介している。ダラ・コスタ（1997）、伊田（2015）など。

び動議を出すことにした。今度はタイプライターで打ち出した動議を持参した。(中略) [総会の前に] あらかじめ動議 [を印刷したもの] を参加者に配った。(中略) 事前に様々なグループに、私たちの動議を支持してもらえるように働きかけた。パトリシア・ヒューイトに二度と動議を揉み消させないために。(中略) 彼女は私たちのことを屑 (scum) に過ぎないと思っていたのだと、私は思う。(中略) 彼女は私たちを労働者階級の一部ではなく、労働者階級より下の存在だと考えていた⁽¹¹⁾。

つまりこの証言によれば、1977年より前の全英女性解放大会に、要求者組合運動の女性たちは、保証最低所得についての動議を出して、可決されたが、大会の総会の議長によって葬り去られてしまったというのである。

ただそれが正確にいつの大会かというのは、いまだ明らかではない。一方で、1977年の出来事を翌年と言及しており、そうであれば1976年4月にニューカッスルで開かれた第8回大会となる。同大会に参加した、ある女性団体による大会の様子の記述は、メインウォリングさんの上記証言から浮かび上がる総会の雰囲気やを彷彿とさせる。

女性運動におけるとてもリアルな分裂があった。同性愛の女性と異性愛の女性のあいだ、労働者階級の女性と中産階級の女性のあいだ、知識人の女性とそうでない女性のあいだ、(後略)。

また当時のメインウォリングさんの手帳には、同大会の日程の日付に「ニューカッスル」と書かれているし、彼女が所属していた東ロンドン要求者組合の議事録にも、同大会に代表を派遣することになったことが書かれている。しかし他方で1回目に動議を出した大会の開催場所について、メインウォリングさんはブリストルかマンチェスターだったような気がすると言出し、ダウニーさんはマンチェスターだったような気がすると言っている。すると1975年3月にマンチェスターで開かれた第7回大会だった可能性もある。いずれにしても記録には残っておらず、どちらだったかを確定するのは現時点では困難である。

「家事労働に賃金を」キャンペーンについては、メインウォリングさんは以下のように振り返る。

要求者組合は、家事労働への賃金という議論を退けた。というのも女性がステレオタイプに主婦とされてしまうように感じたから。主婦としての女性には私たちはなりたくなかった。家事は男性と女性のあいだで半々に分担されなければならない。(中略) 要求者組合は労働組合運動と結びつこうとしていた。[家事労働に賃金をキャンペーン] は労働組合主義を拒絶していた。この点でセルマ [・ジェイムズ] とは意見が合わなかった。

(11) なお、証言中に言及されているパトリシア・ヒューイトはのちに労働党の国会議員となり、2000年代にはブレア内閣で閣僚を務めた。残念ながら1977年のこの出来事について、ヒューイト側の証言を得ることはできていない。可決された動議を葬り去った側に、福祉受給者に対する差別意識があったかどうかは分からないが、この証言からは、要求者側がそのように受け取ったということは読み取れる。近年のイギリスにおける福祉受給者の表象については、鈴木(2018)が詳しい。

同様の記述は当時の要求者組合の文書でも確認できる。またロンドンのハックニー要求者組合で活動していたジェニー・フォーチュン（Jenny Fortune）と西ロンドン要求者組合で活動していたケイト・トレスコット（Kate Trescott）は、当時発表した文書のなかで、以下のように述べている。

私たちがそのなかで生きたいと思う社会のために闘いたい。これが私たちの主な方向性だ。「家事労働への賃金」要求に同意できないのはこの点からである。

要求者組合の女性たちのベーシックインカム要求は、大勢が集う全英女性解放大会の総会場で可決され、その意味で、ベーシックインカムは全英女性解放運動の民主的に採択された公式な要求項目の1つだった。しかし女性解放運動の中心にいた中産階級の女性たちの多くの理解を得ることはできなかった。

また反対する女性たちが挙げる理由の1つは、女性解放運動の主流派の人たちと激しく対立した「家事労働に賃金を」キャンペーンを支持することにつながってしまうという点だった。前述のフィリップスさんは「ベーシックインカムをめぐる議論は家事労働への賃金と混同されてしまった」と振り返る。またロウボタムが1989年に刊行した回想録は、要求者組合に言及している数少ない女性解放運動についての著作だが、要求者組合と「家事労働に賃金を」キャンペーンを、同じ傾向をもつ運動として記述している。

その後、要求者組合の女性たちも、彼女たちのベーシックインカム要求も、それが女性解放運動の要求になったことも、女性解放運動の歴史から忘れ去られてしまう。2010年代前半、英国図書館とサセックス大学は共同で、「シスターフッドとその後」と題した、女性解放運動に参加した女性たちの大規模なオーラルヒストリー調査を行う。聞き取りには、2人の要求者組合の活動家だった女性も協力している。1人は北ロンドン要求者組合で活動していたジョー・ロビンソン（Jo Robinson）さん。もう1人はスウォンジー要求者組合で活動していたジェニー・リン（Jenny Lynn）さん。英国図書館内でのみ閲覧・視聴できる膨大な聞き取りの記録のなかでは、2人とも要求者組合について語っているのだが、同図書館ホームページで公開されている抜粋には、要求者組合は触れられていない（Robinson 2011-2a, 2011-2b; Lynn 2011）。ロビンソンさんは前述のフォーチュンさんと一緒に、1970年の「ミス・ワールド・コンテスト」抗議行動に参加したが、そのときのエピソードが使われている⁽¹²⁾。リンさんの場合は、要求者組合として彼女が中心を担った、「家族給付廃止反対」のための抗議行動についてのエピソードが使われているのだが、要求者組合として彼女がそれに関わったことは分からないような形で公開されている。またオーラルヒストリー調査を中心的に担った研究者が調査をもとに出版した同名の学術書の索引にも、要求者組合

(12) 抗議行動は会場の内外で行われたが、ロビンソンさんやフォーチュンさんは会場で小麦粉爆弾を投げつけるなどの抗議活動を行い、その模様はテレビ中継を通じて全世界に中継された。その後2人とも起訴され裁判を闘うことになる。フォーチュンさんに聞き取りを行った際、裁判にあたって、検察が主張する罪を認めることを助言する親に従うのか、それとも女性解放運動の仲間たちとともに自らの主張を貫くのか、公園で1人悩んだことを証言してくれた。なお2人が参加した抗議行動とその後の裁判闘争は、キーラ・ナイトレイ主演で映画化され2020年に公開された（『Misbehaviour』）。当事者の回想録としては、Finch, Fortune, Grant, Robinson and Wilson (2020)がある。

という項目はない (Jolly 2019)。

要求者組合の女性たちとその要求が歴史から消されてしまった理由の詳細の考察は、Yamamori (2014) でしているので繰り返さない。次節では、彼女たちがいかに時代を先取りしていたか、『大原社会問題研究所雑誌』前号および本号の特集テーマである「D. グレーバーと自由への展望——〈労働〉と〈抵抗〉をめぐって」とも関わらせながら、検討することとしたい。

6 ケアリング階級の予示的政治

(1) 価値の人類学理論とケアリング階級

要求者組合運動は、主に労働者階級の人びとによる、互いをケアし合う試みだった。互いの状況を毎週の会合でオープンにし合うことで、福祉を受給していることや、ケースワーカーからのハラスメントなどについて、恥ずかしく感じたり自分を責めたりする必要はないのだと励まし合った。同じ労働者階級として、労働組合運動とも積極的に連帯しようとした。ストライキ中の労働者が受給することのできる給付などをまとめた「ストライキ参加者のための要求者ハンドブック」を作成、配布したり、また要求者組合での活動の前後に、労働組合運動にも関わっていた人も多い。しかし、「生産」に関わる領域で働いていることを自負している労働者中心の労働組合運動の多くからは、必ずしも要求者組合の活動が理解されたり受け入れられたりされたわけではなかった。

労働組合運動の多くから拒絶されるなかで、賃労働や生産の意味の捉えなおしを要求者たちは行った。武器産業や広告産業のように、自分たちの友人や隣人の利益に反する仕事を強いられている人も多いと指摘し、資本主義下での労働の組織のされ方自体を問題化しようとした。ベーシックインカムは、人びとが多数——自分たち自身——の利益のために生きる新しい社会へ向かうための重要な過渡的な要求と位置付けられた。

要求者組合は、ベーシックインカムを要求するにあたって、「価値」や「生産」というマルクスが経済学から借用した概念のレンズから世界をみようとしていない。同時代の「家事労働に賃金を」キャンペーンや、それに触発される形で象牙の塔内外で行われた、家事労働は価値を生産する労働なのかをめぐるいわゆる「家事労働論争」、あるいはマルクス主義フェミニズムによる社会的再生産論などと比較した場合に、この点が非常にユニークである。

『価値の人類学理論に向けて』のなかでグレーバーは、マルクス主義的人類学のいくつかにおいて、「生産」に焦点が合わされ、ケアに関わる活動などが無視されてしまう原因を、性差別と断じ批判する (Graeber 2001, p.68)。『ブルシット・ジョブ』で再び彼は、「生産という概念は (中略) 深刻なまでに家父長制バイアスをこうむっている」と指摘し、工場労働を念頭に労働や生産を概念化する議論が支配的になったことを批判する。

グレーバーはここからさらに論を進めて、同じ家父長制バイアスによって、労働者および労働者階級が、工場労働者を念頭に表象されてきたことを批判する。

労働者がもっぱら工場で働いていた時代など存在しない。女中や靴磨き、ごみ収集人、料理人、看護師、運転手、学校教師、売春婦、管理人、行商人たち (中略) の仕事は「生産的」であろうか？

（中略）そうした問題は価値が論じられるさいには一般的にわきに追いやられている。しかしそれによって、つぎのような現実がみえなくなってしまうている。すなわち、ほとんどの労働者階級による労働が、それをやるのが男性であれ女性であれ、実際には女性の仕事と基本的にみなされるものに類似しているという現実がみえなくなっているのである。つまり、労働とは、槌で叩いたり、掘削したり、滑車を巻き上げたり、刈り取ったりする以上に、ひとの世話をする、ひとの欲求や必要に配慮することである。（中略）女性の不払いケアリング労働が「経済」についての説明から抜け落ちているのと同じように、労働者階級の仕事におけるケアリングの側面はみえなくなっている。（グレーバー 2020, pp.305-307）

このような労働者階級の捉えなおしに基づいて、「ケアリング諸階級（caring classes）」という言い方もグレーバーはしている（Graeber 2021）。このような労働と労働者階級の捉えなおしのなかで、彼はベーシックインカムにも言及している。

ニューカッスル要求者組合で活動していたアネット・マッケイ（Annette McKay）さんは、2009年9月に筆者に対して、要求者組合運動とは「自分自身だけではなく他の人びとについて考えることであり、自分たちの子どもたちにとって良いコミュニティをつくろうとするものだ」と語っている。同じ組合の仲間だったリン・ボイド（Lyn Boyd）さんも、要求者組合での活動を通じて、「偏見をもたずに他の人びとを支援し、またお互いを助け合うことを学んだ」と語っている。要求者組合の議論はグレーバーのように雄弁かつ学術的ではなかったかもしれないが、彼の議論を先取りしていたようにも思える。

（2）予示的政治

要求者組合運動について、筆者は以前、「予示的（prefigurative）」と特徴付けた（Yamamori 2014, p.20）。「予示的」とは、1980年前後から社会運動論において使われるようになった用語である⁽¹³⁾。前衛党による革命戦略に代表されるような旧来型の社会運動の「戦略的」政治に、「予示的」政治が新しい運動論として対置されている。最初にこうした意味でこの言葉を使用したとされるカール・ボグズは、「運動の政治的実践のただなかで、最終的な目的である社会関係、意思決定、文化、人間の経験の「望ましい」諸形態を具現化すること」と定義し、19世紀のアナーキストたちから、1960年代の新左翼までをその伝統に属するものとして挙げている（Boggs 1977, p.100）。

この言葉を、今日の社会運動とその研究において比較的良好に知られる言葉にした人物の1人がデヴィッド・グレーバーであることに異論はさほどないだろう。2002年の論考では、この「予示的」政治という言葉を使って、1994年のメキシコ・チアパス州におけるサパティスタの蜂起から、1998年のシアトルでのWTOへの抗議行動に至る流れのなかで、既存の社会関係のなかで必ずしも平等な関係になく、言語も文化も世界観も異なる多様な運動参加者のあいだで、しかし一部の影響力のあるリーダーや集団が他の参加者を抑圧することなく、開かれた議論と意思決定を行うために、様々な工夫が為されたことに、人びとの注意を向ける（Graeber 2002）。また別の著作では、

(13) 日本の社会運動史におけるこの概念の使用について、稲葉（2010）、小杉（2018）参照。

「直接行動を行う人びとは、まるで自分たちが既に自由であるかのように行動する権利を主張している」という点で、直接行動は「予示的」であるとも述べている（Graeber 2009, p.433）。

ここでは、運動の目標を達成することに集中するあまり、運動の内部における権力関係や抑圧を等閑視するのではなく、運動のただなかで、自分たちが望むような、水平的で民主的な関係を自覚的に作り出そうとする運動を、「予示的」な運動としておこう。Yamamori（2014）ではそのような意味で、要求者組合運動を「予示的」と呼んだ⁽¹⁴⁾。というのも、第3節で触れたバーミンガム・モデルに象徴的なように、組合員たちは、「要求者であれば誰にでも開かれた毎週の会合」を開くことで、民主的な話し合いの場を担保していた。そこが当事者たちが互いを信頼して話せる場となるよう、一方で「仲間を道徳的に断罪せず信頼し合う」ことを原則とし、他方で「福祉や法律などの専門家をもたない」ことで水平性を保とうとした。また「組合の執行部やリーダーをもたない」という点も、のちに「予示的」と呼ばれる方向性を自覚的に追求していたといえるだろう。また「福祉行政官との交渉は（少なくとも1人ではなく）集団的に行う」という点も、日々の直接行動であったといえるだろう。

直接行動という点では、ロンドンなど大都市の要求者組合では、組合員の多くは空家占拠（Squatting）で住む場所を確保していた。東ロンドン要求者組合は、ベンガル語でチラシを作製するなど、ベンガル系のニュー・カマーの人たちと共に活動したが、社会保障給付だけではなく、彼（女）らの住む場所を空家占拠を通じて支援したりもしていた。

そうしたいくつかの別課題の運動が水平的につながる在り方としては、例えばいくつかの要求者組合では、組合の事務所や組合員の家が、地域の女性が暴力などから逃れるシェルターとして機能したりもしていた。

またそうした個々の要求者組合の連合体である NFCU も意識的に水平的な組織となることを目指していた。当時の労働組合の全国組織のようなヒエラルキーをもたず、したがって NFCU の執行部というものはなく、作業の分担は、NFCU の大会での話し合いで各要求者組合に割り振られた。このような意思決定で運動を続けるために、年4回 NFCU の大会は開かれた。大会の開催場所は持ち回りで、特定の組合に集中しないように配慮された。

もちろん福祉受給者であった組合員たちにとって、年4回大会に参加することに大変困難を伴った。そうしたなかで、大会に参加するために多くの組合で自治体や地域の労働組合などからミニバスを借りたり、開催場所の組合が公民館を借りたり、組合員やその友人の家を開放したりして寝る場所を提供したりといった方策がとられた。それとて真に水平で完全な民主主義を保証するものではないが、当時の他の社会運動と比べて、あるいは要求者組合の乏しい資源を考慮したときに、その努力と継続性は特筆すべきものだろう。

ニューカッスル要求者組合で活動していたリン・ボイド（Lyn Boyd）さんは、次のように当時を振り返る。

(14) これは運動の参加者が自分たちの運動を「予示的」という言葉で表現していたということではない。Yamamori（2014）の初期の草稿を、オーラルヒストリー調査に応じてくれた何人かの要求者組合の元組合員に読んでもらっている。そのうちの1人は、筆者のつたない英語を校閲してくれたが、「prefigurative」という言葉は70年近くイギリスで生きてきて聞いたことがない。使うな」とコメントした。

「要求者組合運動に対して」組織として体をなしていないという非難があったことには気づいていた。でもそうした非難は、要求者組合の水平でより民主的な組織構造を、組合の外の人たちは単に考えることができなかったから生じたと私は思う。

この回想や、前節で紹介したフォーチュンさんとトレスコットさんの「私たちがそのなかで生きたいと思う社会のために闘いたい」という言明は、要求者組合運動がまさしく予示的政治であろうとしたことを端的に表しているのではないだろうか。

おわりに

前節ではグレーバーとの関わりで、要求者組合の女性たちの運動の在り方やその要求が時代を先取りしていたことを述べた。グレーバーの所論とは直接関わらないが、彼女たちの運動が時代を先取りしていたと考えられる点を、さらに3点指摘して、稿を閉じたい。

1960年代から1970年代にかけて、保証所得、最低所得、ベーシックインカムといった言葉は、相互互換的に使われていた。図5でいえば、いずれも左下と右下の双方を指す言葉であった。それらが学術的に整理され、左下を最低所得、右下をベーシックインカム、双方を合わせた集合的概念として保証所得と、それぞれの用語が指し示すものが精緻化されていったのは、1980年代以降のことである⁽¹⁵⁾。要求者組合は、こうしたのちの学術的な用語法とは違ったが、当時のより漠然とし

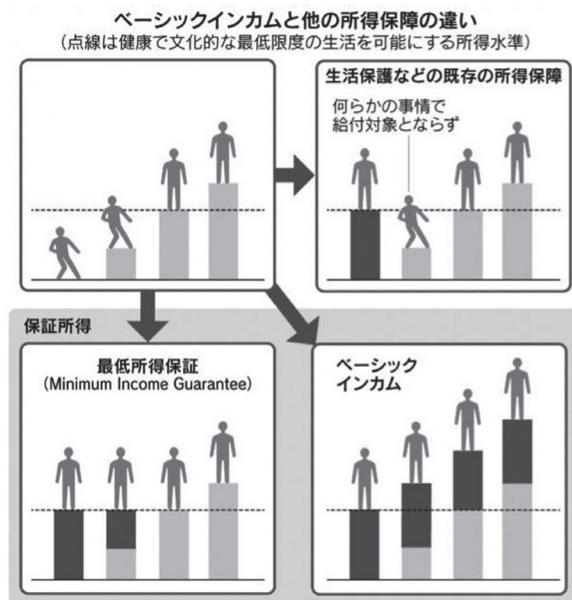


図5 保証所得、最低所得、ベーシックインカム（山森 2020 より）

(15) このあたりの経緯について、詳しくは Yamamori (2021b) 参照。

た概念から、今日私たちがベーシックインカムとして知っている概念を、かなり早くに独自に析出していったことになる⁽¹⁶⁾。

そうした要求者組合のベーシックインカム構想の背景には、性別役割分業に縛られずに、また単なる女性の「職場進出」とそこでの平等にとどまらない、誰もが不払いのケア労働に従事しながら生きていくことができる、新しい平等な社会が構想されていた。アメリカの哲学者ナンシー・フレイザーは、1990年代に、既存のフェミニズムは、「総稼ぎ手モデル」か「ケア提供者衡平モデル」に縛られていて、いずれも不十分であると批判し、彼女自身の対案として「総ケア提供者モデル」を提唱した（Fraser 1997）。しかし、要求者組合の女性たちの主張はまさしく「総ケア提供者モデル」を先取りしたものではなかっただろうか。

要求者組合は、労働者階級の白人女性たちが中心だったとはいえ、そこには多様な人びとが結集した。女性、男性、トランスジェンダー、シスジェンダー、労働者階級、中産階級、ブラック⁽¹⁷⁾、白人、障害者、健常者、多様な背景、アイデンティティをもつ人たちが集った。1970年代の女性解放運動はのちに歴史家から白人中産階級の女性中心の運動だったと総括されるが、そうした表象とは明確に異なる闘いを、要求者組合の人びとは構築したのだった。インターセクショナリティという言葉がフェミニズムで使われるようになる前から、それを先取りした運動を展開していたといえよう。

（やまもり・とおる 同志社大学経済学部教授）

【補遺】

本稿の一部は JSPS 科研費 JP19K12621, JP26360054, JP22710266, JP13730043 の助成を受けた研究に基づいている。

【参考文献】

- Author(s) anonymous (c.1972) Claimants' Unions, Action Groups and the Campaign for a Guaranteed Income.
- Boggs, C. (1977) Marxism, Prefigurative Communism, and the Problem of Workers' Control, *Radical America*, vol. 11, no. 6, 99-122.
- Browne, S. (2012) 'A Veritable Hotbed of Feminism': Women's Liberation in St Andrews, Scotland, c.1968-c.1979, *Twentieth Century British History*, vol. 23, no. 1, 100-123.
- Calvini-Lefebvre, M., Cleall, E., Grey, D. J. R., Grainger, A., Hetherington, N., and Schwartz, L. (2010) Rethinking the History of Feminism, *Women: A Cultural Review*, vol. 21, no. 3, 247-50.
- Condon, Judith (1990) The Women's Weekend: The Beginning of a Movement, *Women: A Cultural Review*, vol. 1, no. 1, 25-28.
- ドラ・コスタ, マリアローザ (1997) 伊田久美子・伊藤公雄訳『家事労働に賃金を——フェミニズムの新

(16) 1980年代以降の学問的精緻化のなかで、同様の構想が18世紀末まで遡れることが発見されていく。ここで筆者が言っているのは、それらのちに再評価されていく18世紀末や19世紀半ばの構想より要求者組合が先行していたということではなくて、1960～70年代において曖昧に使用されていた概念を、いち早く今日私たちがベーシックインカムとして知るものとして定義したということである。

(17) 当時のイギリスでは、南アジア系の人びとも「ブラック」と表象されていた。そのあたりの事情について日本語で読めるものとして、奥村（2000）。

- たな展望』インパクト出版会
- Finch, Sue, Jenny Fortune, Jane Grant, Jo Robinson and Sarah Wilson (2020) *Misbehaving: Stories of Protest against the Miss World Contest and the Beauty Industry*, London, Merlin Press.
- Fraser, Nancy (1997) *Justice Interruptus: Critical Reflections on the 'Postsocialist' Condition*, New York: Routledge.
- Graeber, David (2001) *Toward An Anthropological Theory of Value: The False Coin of Our Own Dreams*, New York : Palgrave.
- Graeber, David (2002) The New Anarchists, *New Left Review*, 13, 61-73.
- Graeber, David (2009) *Direct Action: An Ethnography*, Oakland : AK Press.
- グレーバー, デヴィッド (2020) 酒井隆史・芳賀達彦・森田和樹訳『ブルシット・ジョブ——クソどうでもいい仕事の理論』岩波書店
- Graeber, David (2021) All Economies are Ultimately Human Economies, *Journal of World-Systems Research*, 27 (1), 318-323.
- Hollows, J. (2013) Spare Rib, Second-Wave Feminism and the Politics of Consumption, *Feminist Media Studies*, vol. 13, no. 2, 268-287.
- 伊田久美子 (2015) 「七〇年代イタリア・フェミニズムにおける家事労働賃金要求運動——「労働」の定義をめぐる闘いとその「消去」」『世界人権問題研究センター研究紀要』第 20 号, 215-257
- 今井けい (2004) 「イギリスにおける第 2 波フェミニズムと女性労働運動」『ロバート・オウエン協会年報』29, 7-26
- 稲葉奈々子 (2010) 「持たざる者の運動の〈予示的政治〉としての公共空間の占拠」『寄せ場』23, 13-29
- Jolly, Margaretta (2019) *Sisterhood and After: An Oral History of the UK Women's Liberation Movement, 1968-Present*, Oxford University Press.
- Kennedy, Mary (2001) One Woman's Reflections on the Ruskin Conference, 'Celebrating the Women's Liberation Movement Thirty Years on', Ruskin College, Oxford, 18 March 2000, *Women's History Review*, vol. 10, no. 2, 349-352.
- 小杉亮子 (2018) 『東大闘争の語り——社会運動の予示と戦略』新曜社
- Lynn, Jenny (2011) Jenny Lynn on family allowance (transcription from the Sisterhood and After Oral History Archive), <https://www.bl.uk/collection-items/jenny-lynn-family-allowance> (2021 年 10 月 17 日最終閲覧).
- McIntosh, Mary (2011) Mary McIntosh discusses financial and legal independence (transcription from the Sisterhood and After Oral History Archive), <https://www.bl.uk/collection-items/mary-mcintosh-financial-and-legal-independence> (2021 年 10 月 17 日最終閲覧).
- 奥村ゆかり (2000) 「英国におけるブラック・フェミニズムの現在——『ブラック』という概念をめぐる議論からみえてくるもの」『女性学』8, 48-66
- Robinson, Jo (2011-2a) Jo Robinson discusses Miss World contest (transcription from the Sisterhood and After Oral History Archive), <https://www.bl.uk/collection-items/jo-robinson-miss-world-contest> (2021 年 10 月 17 日最終閲覧).
- Robinson, Jo (2011-2b) Jo Robinson discusses sexual pleasure (transcription from the Sisterhood and After Oral History Archive), <https://www.bl.uk/collection-items/jo-robinson-sexual-pleasure> (2021 年 10 月 17 日最終閲覧).
- Setch, E. (2002) The Face of Metropolitan Feminism: The London Women's Liberation Workshop, 1969-79, *Twentieth Century British History*, vol. 13, no. 2, 171-190.
- 鈴木宗徳 (2018) 「イギリスの大衆メディアにおける貧困報道——連立政権下の福祉改革への影響を中心に」『大原社会問題研究所雑誌』719 / 720, 71-86
- 富永貴公 (2006) 「英国における第二派フェミニズムの起点——ラスキン会議における男女平等賃金要求めぐって」『女性学』14, 56-71

山森亮 (2010) 「働く——イギリス要求者組合運動における労働観を中心に」 岡野八代編『政治の発見 1 生きる』風行社, 225-248

Yamamori, Toru (2014) A Feminist Way to Unconditional Basic Income: Claimants Unions and Women's Liberation Movements in 1970s Britain, *Basic Income Studies*, 9 (1-2), 1-24.

山森亮 (2020) 「労働巡る不平等を可視化——コロナ禍で拡大する格差」日本経済新聞, 2020 年 10 月 16 日

Yamamori, Toru (2021a) Grassroots feminist economic thought: A reconstruction from the working-class women's liberation movement in 1970's Britain, presented at the 1st History of Economic Thought Diversity Caucus Conference, 24th May 2021 (held online).

Yamamori, Toru (2021b) Is a penny a month a basic income?: Revisiting the historiography of the concept of a threshold in basic income, presented at the 20th Basic Income Earth Network Congress, 20th August 2021 (held online).